

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年11月11日

横浜市契約事務受任者
鶴見区長 渋谷 治雄

1 契約の概要

鶴見区矢向五丁目地内下水道人孔緊急修繕工事
(下水道人孔修繕工ほか一式)

2 履行（納品）場所

鶴見区矢向五丁目 9番46地先

3 契約日

令和7年4月25日

4 履行日又は履行期間

令和7年4月25日から令和7年10月31日まで

5 契約金額

¥18,271,000. - (うち 地方消費税等相当額 ¥1,661,000. -)

6 契約の相手方（名称及び所在）

請負人 株式会社 大栄工業
住 所 横浜市西区北軽井沢55-26
担当者 代表取締役 金山 正虎

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴見区矢向五丁目地内において、下水道の人孔躯体が破損している状況でした。人孔沈下による道路陥没が発生する可能性があるため、緊急措置として下水道人孔の補修工事を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社大栄工業は、R6年度からR7年度に継続して契約している鶴見土木管内下水道修繕工事（その2）にて当該箇所の応急対応工事を行っているため現場状況を熟知しており、本工事に関する経験が豊富であることと災害時協力協定を締結しているため緊急修繕業者に選定した。

9 所管課

鶴見区鶴見土木事務所